

第 1 1 次鳥獣保護事業計画変更の概要

平成 2 8 年 3 月 1 6 日
緑 豊 かな 自 然 課

1 法改正・計画変更の必要性

- 近年、「ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化」、「狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少」等により、「野生鳥獣の捕獲等の一層の促進と鳥獣捕獲の担い手育成」が必要となっていることから、対応措置・施策が法改正により規定された。
- 平成26年5月30日に改正法「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が公布（平成27年5月29日に施行済み。）され、平成26年12月16日に環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」が変更されたこと等に伴ない、計画の変更を行った。

2 鳥獣保護管理事業計画の位置付け

- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条に基づき、各都道府県知事が定める計画である。
- 今回の変更による「第11次鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）」の計画期間は、平成27年5月29日～平成29年3月31日まで。（当初計画：平成24年4月1日～平成29年3月31日までの5年間）

3 変更内容

(1) 計画の名称の変更

「第11次鳥獣保護事業計画」を「第11次鳥獣保護管理事業計画」に変更する。

(2) 鳥獣の「保護」及び「管理」の定義づけ

鳥獣の生息数を適正な水準に増加させることなどを「保護」、生息数を適正な水準に減少させることなどを「管理」と定義づけられたことに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」に関する文言を整理。

(3) 特定計画に関する整理

・従来の「特定鳥獣保護管理計画（特定計画）」を目的別（保護又は管理）に区分し、計画作成に関する方針を記述。

◆生息数が著しく減少している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画を「第一種特定鳥獣保護計画」とする。・・・【対象鳥獣：ツキノワグマ】

◆生息数が著しく増加している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画を「第二種特定鳥獣管理計画」とする。・・・【対象鳥獣：イノシシ、ニホンジカ】

(4) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

・許可をする場合の基本的な考え方について、鳥獣の捕獲の目的を「保護」と「管理」に区分・整理して記述。

・新たに創設された「指定管理鳥獣」の管理の考え方、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施について記述。

・住居集合地域等における麻酔銃の許可に関する方針を記述する。

(5) 鳥獣の保護管理事業の実施体制に関する事項

・「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に変更。

・鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を有する人材の育成・確保について記述。

(6) その他

・基本指針の変更に伴う文言修正及び記載順序の変更、その他必要な時点修正等を行った。